





ウ本項「2. ア」のa,cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様が負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ当社が本項「2. ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

#### (3)旅行代金の払い戻しの期間

当社は、第15項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合、前項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては(本フレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(4)本項(3)の規程は、第21項(当社の責任)又は第23項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 18 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対しにかけける業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

(1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に基づいた旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなりともなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

#### (3)保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用が当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

## 19 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくことは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただくものとします。

## 20 添乗員

(1)添乗員同行の有無は本フレットに明示いたします。

(2)添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びそのほか必要と認められる業務の全部又は一部を行います。

(3)添乗員が同行しない旅行においては、現地に於いて当社が手配を代行させる者により行われ、その者の連絡先を最終日程表に明示いたします。

(4)添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。

## 21 当社の責任

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします(損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り)ます。

(2)お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、これは本項(1)の責任を負いません。

ア天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行イ運送・宿泊機関等のサービス提供のため、又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止

エ自由行動中の事故

オ食中毒

カ盗難・詐欺等の犯罪行為

キ運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞り時間の短縮

クその他、当社の関与し得ない事由

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます)

## 22 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によってその生命、身体に与られた一定の損害につきましては、死亡補償金(2500万円)、後遺障害補償金(2500万円を上限)、入院見舞金(4万円~40万円)及び通院見舞金(2万円~10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個または1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限)とします。をお支払いいたします。ただし、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、現金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、貴重品、撮影済みのフィルム、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等その他当社約款特別補償規定第18条1項に定める品目については補償いたしません。

(2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライディング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が募集型企画旅行に含まれないときは、この限りではありません。

(3)当社が前項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(4)当社は求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがありますが、この場合自由行動の旅行は手配旅行契約に基づいたものとす、本項特別補償の適用はなりません。

## 23 お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はおお客様から損害の賠償を申し受けず。

(2)お客様は自身旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないものとします。

(3)お客様は、旅行開始後において契約書記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書と異なる旅行サービスが提供されたときと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者に申し出なければならないものとします。

## 24 オプションツアー又は情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行(以下「当社実施のオプションツアー」といいます)の第22項(特別補償)の適用については、当社は、また募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーは本フレット等で「旅行企画」実施・当社、と明示します。

(2)オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨を本フレット等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第22項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払いません(但し、当該オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨が本フレットまたは確定書面に記載した場合は除きます。)。なお、当該オプションツアーの催行にかかわる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが催行される現地法人及び当該企画者の定めによります。

(3)当社は、本フレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、お客様が本スポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項(特別補償)の規定は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日または確定書面に記載した場合は除きます。)。なお、当該オプションツアーが催行される現地法人及び当該企画者の定めによります。

## 25 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の規定する変更を除きます)は、第9項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更事項について当社に第21項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他施設の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。

ア旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変

イ戦乱

ウ暴動

エ工官公署の命令

オ欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

カ遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画に於いてない運送サービスの提供

キ旅行参加者の生命又は身体安全確保のために必要な措置

第17項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる場合、当社は変更補償金を支払いません。

本フレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第9項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満である時は、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第24項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければならないものとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその残額を支払います。

(4)当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いに代わらせていただくことがあります。

変更補償金	変更補償金の額 = 1件につき下記の率 × お支払い対象旅行代金	
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに旅行開始日以降においてお客様に通知した場合	
契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(入場券を含む)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金(変更後)の変更及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
上記にに掲げる変更のうち契約書のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：旅行開始前、とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をい、旅行開始後、とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいします。

注2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間には確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3： 又は、に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4： に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5： 又は、もしくは、に掲げる変更が「乗車船等又は1泊中複数生じた場合」であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6： に掲げる変更については、 から までの率を適用せず、 によります。

## 26 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2007年9月30日を基準としています。また旅行代金は、2007年9月30日以降に発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規程を基準としています。

## 27 個人情報保護方針

旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」と称いたしますので、当社からは以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針と個人情報に関し適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報を公正及び適正に管理・利用と保護に全力を尽くします。

(1)当社は、お客様が申し込みになられた旅行サービスを手配するために必要な範囲で情報を利用いたします。また、当社は、旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先等をおらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。この他、将来、お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2)当社は、下記の場合を除き、お客様からお預かりした個人情報等を第三者に開示・提供いたしません。

ア お客様ご本人の同意がある場合、

イ 旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合、

ウ 法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合、

(3)お客様からご提供いただいた個人情報(旅行サービス手配に必要不可欠な個人情報である場合、当社は、お客様からの申し込みをお断りする場合があります)。

(4)個人情報に関するご質問、ご意見は、当社新宿本店にてお受けいたします。 東京03 - 3232 - 8700

## 28 通信契約により旅行契約を締結した場合のお客様との旅行条件

当社は、当社が提供するクレジットカード社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けられることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みを受けて旅行契約(以下「通信契約」といいます)を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件に準拠いたしますが、一部取扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内いたします。

(1)本項でいう「カード利用日」とは、お客様又は当社が旅行契約に基づき旅行代金等のお支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(2)通信契約を締結しようとするお客様には、お申し込みの際、お申し込みされる募集型企画旅行の名称、旅行開始日、旅行サービスの内容、クレジットカード番号(会員番号)その他当該旅行の事項を当社にお申し出いただきます。

(3)通信契約により旅行契約は、電話によるお申し込みの場合は当社がお客様からお申し込みを承諾したとき成立するものとします。郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発送したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ、テレックス等の電子承諾通知の方法で締結する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4)当社は、提携会社カードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けず、この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することとなる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、本項(1)により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。

(5)契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。

(6)当社は、お客様の所持するクレジットカードが無効である又は無効になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除することがあります。

## 29 その他

(1)お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。

(2)お客様の便宜をはかるとため土産物店等にご案内することがありますが、お買いの際には、お客様の責任でご購入いただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。また、免税戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお持ちいただき、その手続きは、土産店・空港等で確認のうえ、お客様自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございましたら、ご購入には充分ご注意ください。

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)子供代金及び幼児代金は、コースによって規定が異なります。

(5)当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、各コース日程表に記載されている出発空港を出発(集合)してから、当該空港に着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等のご案内した海外での集合場所に集合してから、海外の解散場所で解散するまでとなります。

(6)日本国内の空港から本項(5)の発着空港までの区間を、普通運賃または本フレット等に記載した追加代金等で利用する場合、当該区間は旅行契約の範囲に含まれません。

## 旅行代金の返金に関するご注意

「当社では、お客様のご都合による取消の場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱い手数料は、お客様の負担としていただきます。また、金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承ください。」

「旅行契約の取消・変更の通知前に航空券をお受け取り済みの場合、必ず未使用の状態で当社までご返却(ただし、万一ご返却いただけない場合は、代金の全額若しくは当該区間の正規航空代金を申し受けます)。」

## 空港諸税・燃油サーチャージについて

「旅行代金は航空空港等及び運送機関の課す燃油サーチャージ(原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定条件下に限りあらかじめ旅行者に一律に課されるものに限る)は含まれておりません。航空券発着時に徴収することを義務付けられているものについては、旅行代金とは別に当社にて代行受領させていただきます。」

「空港諸税及び燃油サーチャージの新設、免税額の変更があった場合、徴収額が変更になる場合があります。契約成立後でも増額された場合には不足分を追加していただき、減額された場合には減額分ご返戻いたします。但し、為替レート変動による過不足が生じた場合は、後日精算致しません。」

「燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は、所定の取消料を申し受けます。」

「お申し込みの氏名(スぺル)の変更及び訂正について

お申し込みの際及び申込書への記入において氏名(スぺル)はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名(スぺル)を誤ってお申し込みされた場合、航空券の再発給、関係する機関への氏名訂正が必要となり、所定の取消料がかかります。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もございます。

## 航空会社のマイレージについて

当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせはお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第21項(1)及び第25項(1)の責任を負いません。

## 機内の座席について

窓側、通路側のご希望は必ずしもお応え出来ません。航空便の座席配列によりグループ又はカブルの場合でも隣り合わせにならない場合がございます。例えば通路側を挟む場合や、前後の列になる場合がございます。